

第5回 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町
合 併 協 議 会

会 議 録

平成22年1月22日（金）午後2時

栃木市保健福祉センター

会 議 録

会議の名称	第5回栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会		
開催日時	平成22年1月22日（金） 14時00分開会・14時29分閉会		
開催場所	栃木市保健福祉センター		
議長氏名	日向野義幸		
出席者及び 欠席者氏名	別紙1のとおり		
事務局氏名	別紙1のとおり		
会議事項	1 議 題	2 会議結果	
	別紙2「会議事項」のとおり	協議事項 なし	
会議の経過 (議事の要旨)	別紙3のとおり		
会議資料	第5回栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会 会議資料		
その他の事項			
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		記 名 押 印	
平成22年 2月26日		委員 <u> 大 出 三 夫 </u> ㊟ 委員 <u> 筑比地 幸 子 </u> ㊟	

別紙1 出席者及び事務局

出席者（委員）

会 長	日向野 義幸	副会長	鈴木 俊美
副会長	永 島 源作	副会長	青木 富士夫
委 員	石 橋 勝夫	委 員	堤 正美
委 員	桜 井 均	委 員	小 栗 光男
委 員	吉 田 稔	委 員	須 田 安・
委 員	大 森 良春	委 員	高 岩 義祐
委 員	大 出 三夫	委 員	柴 田 保男
委 員	島 田 稔	委 員	瀬 下 一男
委 員	田 中 博	委 員	安 生 孝章
委 員	成 田 二郎	委 員	岩 下 邦夫
委 員	臼 井 浪之助	委 員	鶴 見 昌展
委 員	菅 沼 初代	委 員	大 島 公一
委 員	大和田 英雄	委 員	佐 山 幸子
委 員	松 本 政則	委 員	竹 澤 義雄
委 員	田 中 久已	委 員	進 上 芳雄
委 員	筑比地 幸子	委 員	佐 藤 雅一
委 員	大 橋 重	委 員	日 向 野 孝夫
委 員	金 山 ヒゲ子	委 員	中 村 祐司
委 員	船 田 眞里子	委 員	伊 藤 勤

欠席者（委員）

委 員 中 島 俊 雄

出席者（幹事）

- 幹事 片柳 実（栃木市企画部長）
- 幹事 尾上 光男（栃木市総務部長）
- 幹事 河田 文男（大平町総務課長）
- 幹事 和久井 弘之（大平町企画財政課長）
- 幹事 川島 正（藤岡町総務企画課長）
- 幹事 田沼 正（藤岡町財政管理課長）
- 幹事 黒川 晃（都賀町会計管理者兼出納室長）
- 幹事 川津 正夫（都賀町政策財務課長）

出席者（事務局）

- 大橋 定男（事務局長）
- 小保方 昭洋（事務局次長）
- 稲葉 隆造（事務局次長）
- 江面 健太郎（総務班長）
- 鈴木 健司（計画班長）
- 田中 典行（調整第1班長）
- 小島 靖夫（調整第2班長）
- 下司 克之（総務班）
- 小野 晶久（総務班）
- 小林 康訓（計画班）
- 渡辺 浩昭（調整第1班）
- 須藤 亮介（調整第2班）
- 石川 徳和（調整班）
- 川嶋 衛（調整班）

別紙2 会議事項

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 報告事項

報告第12号 合併手続きの経過について

報告第13号 新市の想定選挙日程について

報告第14号 市章の制定について

報告第15号 地域自治区について

5 次回合併協議会の開催日時について

日 時 平成22年2月26日(金) 午後2時～

場 所 栃木市保健福祉センター

6 その他

7 閉 会

別紙 3

(会議の経過)

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
◎大橋事務局 長	<p>本日はご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日の資料につきましては、事前にお配りいたしました、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第5回会議次第」と「席順」をとじたもの ・「第5回会議資料」 ・「地域自治区に関する住民向けリーフレット」 <p>の3点でございますので、よろしくお願ひします。</p> <p>なお、参考資料といたしまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「施設名称一覧」 <p>も併せて配布させて頂いておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>1. 開会</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから第5回栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会を開会いたします。</p> <p>私は、本日の司会進行を務めさせていただきます合併協議会事務局の大橋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>2. 会長あいさつ</p> <p>それでは次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。次第の2、会長あいさつに入らせて頂きます。会長であります日向野栃木市長からごあいさつを申し上げます。</p>
◎日向野会長	<p>皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、第5回となります合併協議会にご出席を賜りまして、心から感謝を申し上げたいと存じます。会議を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>さて、昨年1月19日に、第1回となります本地区の合併協議会を開催いたしましたから、1年余りが経過いたしました。この間、多くの出来事ございましたが、この1月12日には1市3町の合併に関しまして、総務大臣の告示が行われまして、すべての合併手続きを無事、完了することができました。</p>

<p>◎大橋事務局 長</p>	<p>これも一重に、本地区の合併に関しまして、常に温かなご支援とご協力を賜りました皆様方のおかげと、あらためまして心から感謝と御礼を申し上げるところでございます。</p> <p>新市が誕生するまで、残すところ2か月余りとなりまして、各市町におきましては、新市を迎える準備を急ピッチで進めているところでございますが、皆様方におかれましては引き続きまして、合併協議へのご理解、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、ごあいさつといたします。</p> <p>本日も最後まで、ご協力よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>◎日向野議長</p>	<p>3. 会議録署名委員の指名</p> <p>続きまして、会議に入らせて頂きます。</p> <p>会議の議長につきましては、合併協議会規約第10条第2項の規定により、会長が当たることとされておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>◎大橋事務局 長</p>	<p>それでは座ったまま失礼させて頂きます。しばらくの間、会議を進行させて頂きますので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは最初に委員の定足数について、確認をいたします。ただいまの出席状況を事務局から報告願います。</p>
<p>◎大橋事務局 長</p>	<p>ご報告させて頂きます。本日の会議につきましては、委員総数39名のうち、38名の委員さんにご出席を頂いております。なお、都賀町の中島委員さんにつきましては本日、所用により欠席との連絡を頂いております。以上でございます。</p>
<p>◎日向野議長</p>	<p>ただいまの報告のとおり、規約に定める定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。</p> <p>次に、次第の3、会議録署名委員の方を指名させて頂きます。本日の会議録署名委員は、大平町の大出委員さんと藤岡町の筑比地委員さんをお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それではここで、会議次第に沿って議事の確認をさせて</p>

<p>◎小保方事務局 局長</p>	<p>頂きます。</p> <p>本日の協議会の議事は、お手元の次第のとおり、報告事項が4件でございます。議事の進行につきましては、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、(1)報告事項に入ります。</p> <p>「報告第12号 合併手続きの経過について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>合併協議会事務局の小保方です。よろしくお願いいたします。</p> <p>「報告第12号 合併手続きの経過について」ご報告いたしますので、第5回会議資料の1ページをご覧頂きたいと思っております。</p> <p>「報告第12号 合併の手続きの経過について」、別紙のとおり報告するというものでございます。</p> <p>資料の2ページをご覧ください。本資料に関しましては、平成22年1月12日の官報の写しでございます。</p> <p>資料の右上の黒線の枠の中をご覧頂きたいと存じます。読み上げさせていただきます。</p> <p>『総務省告示第9号 市町の廃置分合 地方自治法第7条第1項の規定により、栃木市、下都賀郡大平町、同郡藤岡町及び同郡都賀町を廃し、その区域をもって栃木市を設置する旨、栃木県知事から届出があったので、同条第7項の規定に基づき、告示する。 右の処分は、平成22年3月29日からその効力を生ずるものとする。 平成22年1月12日 総務大臣 原口一博』</p> <p>会長のごあいさつの中にもございましたとおり、本告示をもちまして、すべての合併手続きが完了したところでございます。以上で、ご報告を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
<p>◎日向野議長</p>	<p>本件につきましては経過報告でございますので、ご承知おき頂きたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは次に移らせて頂きます。</p> <p>続きまして、「報告第13号 新市の想定選挙日程について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたし</p>

<p>◎小保方事務局次長</p>	<p>ます。</p> <p>「報告第13号 新市の想定選挙日程について」ご報告いたしますので、会議資料の3ページをご覧頂きたいと思ひます。</p> <p>「報告第13号 新市の想定選挙日程について」、新市における市長、市議会議員の想定選挙日が下記のとおり内定されているので報告するというものでございます。</p> <p>下段をご覧頂きたいと存じますが、市長、市議会議員の想定選挙日でございますが、平成22年4月25日(日)とするものでございます。</p> <p>これは、1市3町の選挙管理委員会委員長の合同会議におきまして、日程調整が行われました結果、同日を想定選挙日と内定したものでございます。</p> <p>なお、正式には、新市発足後に開催されます選挙管理委員会におきまして決定されることとなりますが、選挙準備を円滑に進めるために、想定選挙日を内定いたしまして、事務作業を進めてまいりたいというものでございます。以上で、ご報告を終わります。よろしくお願ひします。</p>
<p>◎日向野議長</p>	<p>ただいまの説明に対しまして、何かご発言等がございましたらば、お願ひいたします。</p> <p>特にないようでございますので、ただいまご説明いたしました日程で、新市の選挙の準備を進めてまいりますので、ご承知おきをお願ひいたします。</p> <p>続きまして、「報告第14号 市章の制定について」を議題といたします。事務局から説明をお願ひいたします。</p>
<p>◎小保方事務局次長</p>	<p>第5回会議資料の4ページをご覧頂きたいと思ひます。</p> <p>「報告第14号 市章の制定について」、別紙のとおり報告するというものでございます。順次、別紙資料のご説明をさせていただきます。</p> <p>資料の5ページをご覧頂きたいと思ひます。新「栃木市」市章制定スケジュール(案)でございます。市章につきましては、「合併協定項目19 慣行の取扱い」におきまして、合併後に定めることとなっております。また、公募いたしまして、10月2日に行われます合併記念式典において発表することが確認されております。</p>

市章の選定に当たりましては、いくつかの段階を踏まなければなりません。それぞれに係る日数を勘案し、記念式典の期日から逆算いたしましたところ、本案のようなスケジュールとなったところでございます。

まず今月下旬には、第1回の選定委員会を開催いたしまして、スケジュールや募集要領等を決定したいと考えております。

その後、公募を行うわけですが、公募の期間につきましては、2月10日前後に新聞折込みにより周知をいたしまして、1か月を募集期間と予定しております。

3月下旬には第2回選定委員会を開催いたしまして、ある程度作品の絞り込みを実施する予定でございます。

その絞り込みをした作品につきましては、類似商標調査、デザイン補正などを行いましてから、住民の意向を反映するために、5月の広報紙で住民アンケートを配布する予定でございます。

概ね1か月アンケートの募集期間を設けまして、集計を行いましてから、第3回の選定委員会を開催いたしまして、採用作品や各賞を決定したいと考えております。

その後、市章を使用していく上での詳細な取り決めとなります。デザインガイドを作成したり、市旗を作製するなどいたしまして、10月2日の新市記念式典においてお披露目をさせて頂く予定でございます。

次に資料6ページをご覧頂きたいと思います。選定基準(案)でございます。この選定基準につきましては、県内及び県外の事例を参考に作成いたしました。

1の選定基準でございますが、(1)につきましては、「新市まちづくり計画」の将来都市像にふさわしい作品であること。(2)といたしまして、市旗、バッジ、封筒等にも使用できるデザインであること。(3)といたしまして、用紙の地色は白色とし、地色を含め4色以内であること。ただし、グラデーションは不可としております。(4)といたしまして、単色で表現してもイメージや安定感が損なわれないこと。(5)といたしまして、自作の未発表作品であり、全国の既存の市町村章、他商標等と類似しないものであること。(6)といたしまして、選定の対象には、現在の1市3町の市町村章を含むもの、としております。

2の選定方法でございますが、応募数は約1,000件

を想定しておりまして、事務局による事前審査、選定委員会によりまず第1次、第2次選定によりまして5から10作品に絞り込んだ後、類似商標調査で類似の商標や市章がないことを確認いたしましてから、住民アンケートによりまず第3次選定を行う予定でございます。最後に、選定委員会がアンケート結果を承認するようなかたちで第4次選定を行いまして、最優秀賞や優秀賞を決定するという流れでございます。

資料の7ページをご覧ください。選定委員会設置要領(案)でございますが、恐れ入りますが、先日行われました正副会長・幹事会合同会議において、本案は了承されておりますので、(案)をお取り頂きたいと存じます。

本委員会に関しましては、市章を選定するために、選定基準や募集要領などをご審議頂くほか、実際に作品の絞り込みなどをお願いする予定でございます。

第3条をご覧くださいと存じますが、選定委員会の組織につきましては、先例なども参考とさせて頂きまして、学識経験者3名のほか、3号委員といたしまして合併協議会にご出席頂いております皆様方の中から、各市町2名ずつご依頼をお願いする予定となっております、11名で構成する予定でございます。選定委員会にご就任頂く皆様にはお忙しい中、大変恐れ入りますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、資料の9ページをご覧くださいと存じます。市章募集要領(案)でございますが、先ほどのスケジュールと選定基準を基本といたしまして、他市の事例を参考にしながら、このような案をまとめさせて頂きました。

なお、先ほどの選定基準や本要領につきましては、選定委員会で最終決定とさせて頂く予定でございます。

資料の10ページをご覧くださいと存じます。8の賞金ですが、市章候補となりました最優秀賞には20万円の商品券、優秀賞は5点以内で賞金は2万円の商品券といたしました。

次に、資料の11ページは参考資料といたしまして、白黒ではございますが、現在の1市3町の市町章を掲載しております。

また、資料の12ページは県内の合併事例における市章制定の状況をまとめさせて頂いておりますので、後ほどご

<p>◎日向野議長</p>	<p>覧頂きたいと存じます。以上で資料の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、何かご発言等がございましたらば、よろしくお願いいたします。</p> <p>ないようでありますので、ただいまのご報告のとおり、市章制定の準備を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、「報告第15号 地域自治区について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>◎小保方事務局次長</p>	<p>会議資料の13ページをご覧頂きたいと思います。</p> <p>「報告第15号 地域自治区について」、別紙のとおり報告するというものでございます。</p> <p>別紙となっております「新生・栃木市の地域自治区とは」をご覧頂きたいと存じます。本資料に関しましては、新市において各町に設けられます地域自治区制度を、広く住民の皆様にお知らせするための周知用のチラシとして作成させて頂いたものでございます。今後、様々な機会を通しまして、本チラシにより周知を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、内容につきましては、新市まちづくり計画に記載するなど、これまでご説明させて頂きましたものを分かりやすく表現したものとなっておりますので、資料の概要のみご説明させて頂きます。</p> <p>1ページでは、設置の目的、時期、各地区の名称、地域自治区の内容などを、なるべく分かりやすい言葉で表現したものとなっております。</p> <p>チラシの2ページ、3ページをご覧頂きたいと思います。地域自治区を構成いたします3要素であります地域協議会・地域自治区事務所・区長のそれぞれの役割などを細かに記載しております。</p> <p>まず、①地域協議会の枠をご覧頂きたいと存じます。それぞれ★印の部分で役割を表現しております。★印の部分を読み上げさせて頂きます。</p> <p>1つ目でございますが、「地域をよく知る住民が委員となり、市政の重要事項や地域のまちづくりについて意見具申やアドバイスを行う場となります。」</p>

2つ目の★印「自ら地域のまちづくりを実践することができます。」

3つ目の★印「市長は、地域協議会の意見を尊重することが求められます。」

4つ目の★印「地域協議会が地域のまちづくりの要となります。」

と、いたしまして、協議書に謳われております地域協議会の諮問機関としての機能や自発的なまちづくりの機能、さらに市長の意見尊重義務などを表現するとともに、地域自治区にとりましては、地域協議会の果たす役割が大変重要であることを記載しております。

それぞれの内容につきましては、◆で補足説明をしておりますので、後ほどご覧頂きたいと存じます。

次に、②地域自治区事務所、これは各地区の総合支所を指すわけですが、★印の部分を読ませて頂きます。

1つ目の★印「身近な行政サービスの提供や地域のまちづくりを行います。」

2つ目の★印「地域自治区事務所と総合支所は同じものです。ただし、様々な事務事業を行う上で、地域協議会や地域の住民との密接な連携が求められます。」

と、いたしまして地域自治区事務所の役割や、誤解されやすい地域自治区事務所と総合支所は同じものと理解して頂いて差し支えないことなどを記載しております。

次に、③区長についてであります、

1つ目の★印でございますが、「新市の市長が選任する特別職です。」

2つ目の★印「地域の代表・調整役となります。」

3つ目の★印「新市の重要な政策を形成する過程に参画します。」

と、いたしまして区長の位置付けや、地域と行政の橋渡しを行う調整役としての役割、新市の政策の意思決定過程への参画などを記載しております。

2ページに掲載いたしましたイメージ図は、地域自治区内のそれぞれの関係を表しましたほか、本庁や議会と地域自治区との関係を表したものとなっております。

続きまして、資料の4ページをご覧頂きたいと思います。Q & A方式で、これまでにご質問を頂いたような案件を掲載しておりますほか、一番上のQ & Aでは地域協議会委員

	<p>を公募することをお知らせしております。それぞれの内容につきましては、後ほどご覧頂ければと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
<p>◎日向野議長</p>	<p>ただいまの説明に対しまして、皆様から何かご発言等がございましたらば、お願いいたします。</p>
<p>◎柴田委員</p>	<p>合併協議会もほとんど役目を終えようとしていますので、地域自治区の中で特に予算措置の問題もありますし、それぞれの役目の中で、特に区長の問題でございますが、協議会で了承されているのでこのようなかたちでスタートするのはよろしいかと思いますが、いろいろ考えてみますと、いわゆる区長、地域協議会、総合支所のトップという行政組織の中で、区長の位置付け、あるいは特別職の考え方の中で、プラスの面、それからややもすれば1つの市をかたちづくっていく中で、微妙な位置にある役職だと言われています。既に自治区制度を取り入れた、合併の先に進んでいる自治体などの話を聞きますと、区長の問題が意外とそれぞれによって少し取扱い方が少し違うと思います。ただ1つの考え方として、これは要望というかたちか、あるいは意見として聞いて頂きたいんですけども、総合支所方式、地域協議会、とりあえず5年という目安でスタートします。区長の話が考えられておりますけれども、その間に例えば区長の任期の改廃とか任期の問題で、途中で5年ではなくて、状況に応じては柔軟な改廃ができる、そういう考え方がこの中に含まれているかどうかについてちょっとお伺したい。</p>
<p>◎小保方事務局次長</p>	<p>お答えさせていただきます。現在こちらの規定では区長の任期は5年ということで、とりあえず2年・2年・1年というかたちでまずは始めさせて頂くことになるかと思えます。ただ、今おっしゃられましたように、「柔軟な考え方を」というご意見もある程度、判断する材料になろうかと思えますが、新市におきまして執行部なり議会なりの体制が固まりましてから、その辺は十分協議をさせて頂きながら進めさせて頂くことになるかと思えます。当然、地元の地域協議会の委員の皆様方のご意見なども参考にさせて頂くことになるかと思えます。</p>

◎日向野議長	よろしいでしょうか。
◎柴田委員	はい。
◎日向野議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にございましたらば、お願いいたします。</p> <p>それではないようでございますので、ただいまご報告させて頂きました資料を活用しながら、住民の皆様に地域自治区の周知を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、次第の5、次回の開催日時についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
◎大橋事務局 長	<p>それでは、次回の開催日時につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>本日の会議次第の5、次回合併協議会の開催日時についてをご覧願います。最後の合併協議会となります次回、第6回協議会につきましては、2月26日金曜日午後2時から、本日と同じ栃木市保健福祉センター、この会場となります。</p> <p>なお、次回の会議内容につきましては今後、正副会長会議等により決定してまいりたいと考えております。</p> <p>また、資料等につきましては、2月24日水曜日までに配付したいと思いますので、よろしく申し上げます。以上でございます。</p>
◎日向野議長	<p>次回日程のご報告でございますのでよろしいですね。</p> <p>それではないようですので、次に移ります。</p> <p>次第の6、その他に入ります。事務局から説明がございましたので、お聞き取り願います。</p>
◎稲葉事務局 次長	<p>事務局の稲葉です。</p> <p>新市の公共施設の名称につきましては、一連の事務作業が完了し、別紙「施設名称一覧」のとおりまとめましたので今回、参考資料として配布をさせて頂きました。</p> <p>基本的には、住民の皆様に混乱を招かないように調整をいたしまして、全施設の約6割については名称の変更がございません。また、ほとんどが、従来の名称の前に「栃木</p>

	<p>市」を冠するなど、軽微な変更でございます。</p> <p>なお、新市の公共施設名称の主なものにつきましては今後、協議会だよりや各市町の広報紙等により、住民の皆様にお知らせをしてみたいと思いますので、よろしく願いをいたします。</p>
◎日向野議長	<p>新市の施設の名称に関しましては、ただいまご説明したとおりでございますので、ご承知おき願います。</p> <p>他に委員の皆様方から特にご発言がございましたら、お願いいたします。</p>
◎大島委員	<p>施設名ですけれども、大平東地区農村センター、農村センターはもともと農家の人のために土地改良の補助金か何かで建てたものですが、どういうわけで外したのか、お聞かせ願えればありがたいのですが。</p>
◎稲葉事務局次長	<p>農村センター、こちらにつきましては、昭和56年に農林関係の国庫補助事業で設置されておりました現在に至っておりますが、実際は農村施設なんですが、公民館と同じような機能ということで、管理等につきましても町の教育委員会で行っております。そんな経過もありまして、補助金につきましても、今は緩和措置と言いますか、補助事業の年度が終了しなくても移管することができるというような措置がありますので、今回町の教育委員会の方の社会教育施設ですか、公民館と同じようなかたちに移管するというので、名称は東地区農村センターから東地区公民館の方に名称を変更させて頂くということでございます。</p>
◎日向野議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
◎大島委員	<p>はい、分かりました。</p>
◎日向野議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にございましたらお願いいたします。</p> <p>それではないようでございますので、本日の会議は、これをもってすべての議事が終了いたしました。</p> <p>ご協議を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>最後に事務局で閉会をお願いいたします。</p>

◎大橋事務局
長

委員の皆様には、ご協議大変ありがとうございました。
ただいまの時間は14時29分でございます。この時間を
会議閉会時刻と定めまして、第5回栃木市・大平町・藤岡
町・都賀町合併協議会を閉会いたします。
大変ありがとうございました。